

1. 本校の基本方針

横浜学園高等学校では、「明るく平和な社会の一員として、誇りと責任を自覚し、「誠実」と「愛情」の心をもって、国際化・情報化などめまぐるしい社会の変化に対応できる人格の育成」を目指している。この教育目標にもとづき、横浜学園の生活指導は、「生徒自身がよくなるようとする力を活性化するように手助けをする」、「他者へ思いやりのある言動がとれるように手助けをする」ことを大事に考えている。

良好な人間関係を築き、各々が自らをよくしていくための安心安全な環境を創出する上で、「自己中心的な言動」や「偏ったものの考え方」は、人間関係をこじらせ、いじめに繋がる原因となる。

いじめの防止に向け、授業や学校行事、部活動などを通じて、「他者への思いやり」や「円滑な人間関係を作るためのコミュニケーション力」を身に付けるなどの未然防止を図りながら、早期発見早期対応に取り組み、迅速な対応をするために「いじめ防止・対応基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

引用 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

(2) いじめに対する基本認識

- ・いじめは、どの子ども、どの学校、どの社会でも起こり得るもの
(誰でも加害側、被害側になる可能性がある)
- ・いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されないこと
(行為によっては犯罪行為として扱われるものもある)
- ・いじめは、学校と保護者が協力して、その防止に努める

いじめ防止対策推進法

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

引用 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

3. いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ・学校の役割の1つは、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことであるという認識を教職員が持つ。
- ・日常の教育活動の積み重ねで「いじめが入り込む余地のない環境」の創出に努める。
- ・学年のH. R. や生徒会活動を通じて、自他共に認め合い、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを学び、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設ける。
- ・家庭と学校がともに密に連絡をとり合い、生徒の状況の理解に努め、生徒が大切にされていることを認識できる状況をつくる。

(2) いじめの早期発見・早期対応

【早期発見】

- ・每学期初めに担任との二者面談を行い、生徒の心身の状況を確認する。また、スクールカウンセラーの存在を周知し、生徒が相談し易い環境、雰囲気づくりに努める。
- ・担任は授業担当と連絡票や口頭で生徒の状況を把握する。且つ、全教員が校内巡回に努め、生徒の変化やいじめに関連することではないかどうかという意識を持つ。
- ・ノリ、冗談、じゃれ合い（ふざけ合い）などの言動は、危険行為、対人関係のトラブル、また、他者に不安を与える行為につながっている。これらの行為を、日常の中で、注意指導することで未然に防ぐ。校舎及び教室でこれらの言動が見られた場合の対応を共有しておく。
- ・長期休暇前後でアンケート調査やそれに準ずる調査を行い、生徒状況の把握に努める。

【早期対応】

- ・生徒がいじめを受けている疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、各署で事態を共有し、必要な支援・指導を検討し、出来る限り適切かつ迅速に対処する。
- ・理事長・学校長を主として、学年主任・副主任、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラー等の教職員が連携し、クラス担任や部活動顧問が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、組織的に対応していく環境を整える。

(3) いじめの解消

- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。
- ・いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その背景や意図、その後の相互関係を鑑み、「いじめ」という言葉を使わず指導することがある。
- ・指導にあたっては、生徒だけでなく保護者に対しても同じことを繰り返さないように助言や支援を行う。
- ・単に謝罪をもって安易に解決している状態と判断とすることはしない。いじめが解決している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中で把握するとともに、生徒との対話などを通じて、いじめの再発を防ぐ。

<神奈川県いじめ防止基本方針より>

○「いじめ」という言葉を使わず指導する

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子どもが謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であります。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報共有することは必要となります。

○いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①いじめに係る行為の解消いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。
- ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと、いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

引用：神奈川県いじめ防止基本方針 平成26年4月（平成29年11月改定）神奈川県
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/25086/900816.pdf>

(4) 家庭との連携

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒ともに保護者と連絡や相談など連携して、安定した学校生活を送れるように取り組む。
- ・いじめを受けた子どもには、定期的に保護者と連絡をとり、学校だけでなく家庭での様子の把握に努め、安心安全な学校生活を送れるよう支援を行う。
- ・いじめを行った子どもには、毅然とした姿勢で指導を行い、家庭でも学校と一貫性のある理解のもと、生徒が同じことやそれに準ずる言動を繰り返さないように指導していただく。

(5) 関係機関との連携

- ・犯罪につながる恐れのあるいじめについては、いじめ防止対策委員会で状況を把握し、警察と連携して対処することを検討し実行する場合がある。
- ・個々の事案に応じて、顧問弁護士や県の私学振興課等に相談して、適切な判断を行う。

4. いじめ事案発生からの対応

<対応フロー>

1) 事案発生

該当生徒、保護者からの相談、周囲の生徒からの情報



2) 情報を得た教職員（クラス担任、授業担当、部活動顧問、養護教諭など）

↓連絡

3) クラス担任、学年主任・副主任、生活指導部主任

報告↓ ↑指示

4) 副教頭（生活指導担当、教務担当）

報告↓ ↑指示

5) 理事長・校長、管理職（教頭、副教頭、事務局長）

↓招集・指揮

いじめ防止対策委員会

〔構成員〕

理事長・校長、教頭、副教頭（教務担当、生活指導担当、進路・生徒会担当）、
事務局長、生活指導部主任、該当学年主任・副主任

〔責務〕

- ・ 聴き取り結果の確認
- ・ 事実確認、情報の共有や共通理解
- ・ いじめ認定の判断
- ・ 重大事態であるかの判断
- ・ 対応方針、指導方針の決定
- ・ 各方面への指示

↓加害生徒の処分協議

学年会議



生活指導部会議



いじめ防止対策委員会



職員会議

↑ 関係機関との連携

- ・ 顧問弁護士
- ・ 警察、こども家庭センター
- ・ 神奈川県（私学振興課）
- ・ 第三者委員会（必要に応じて設置）

被害生徒と保護者対応

- ・ 事情確認
- ・ 調査結果の説明
- ・ 意思確認（对学校、对加害生徒）
- ・ 謝罪の受け入れ確認
- ・ 謝罪の機会設定
- ・ 継続的な支援

加害生徒と保護者対応

- ・ 事情確認
- ・ 被害生徒の意思伝達
- ・ 問題点の理解
- ・ 意思確認（对被害生徒、对学校）
- ・ 謝罪の意思確認
- ・ 処遇の申し渡し

<フロー詳細>

1) 事案発生

- ・該当生徒、保護者からの相談
- ・周囲の生徒からの情報

2) 情報を得た教職員（クラス担任、授業担当、部活動顧問、養護教諭など）

①初期対応

- ・「いじめられている」と相談があった場合
 - * 授業に参加できない…即刻、別室に緊急避難させる。3) に報告し、事情確認を行う。
 - * 授業に参加できる……3) に連絡し、別室を用意して、事情確認を行う。
- ・「いじめられている子がいる」という相談があった場合
 - * 現在進行中の場合…即刻、現場に向かう。3) に連絡し、関わる生徒の事情確認を行う。
 - * 相談ベースの場合…3) に報告し、別室を用意して、事情確認を行う。

3) クラス担任、学年主任・副主任、生活指導部主任

②対象者への聴き取り、情報共有

- ・担任・学年主任・生徒指導部が中心となり、関係生徒から聴き取りを行う。
- ・被害生徒の心理的安全を最優先とする。
- ・加害側とされる生徒への聴き取りは慎重に行う。
- ・SNSを介した問題の場合は、画面の保存など証拠の確保も行う。

4) 副教頭（生活指導担当、教務担当）

- ・聴き取り指示（学年・生活指導部）及び報告（管理職）
- ・調査段階での事実内容の確認
- ・加害生徒及び保護者、被害生徒及び保護者、関係する生徒及び保護者への説明

5) 理事長・校長、管理職（教頭、副教頭、事務局長）

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」の招集を指示

〔構成員〕

理事長・校長、教頭、副教頭（教務担当、生活指導担当、進路・生徒会担当）、
事務局長、生活指導部主任、該当学年主任・副主任

- ・事実確認の結果を共有
- ・いじめ認定の判断、重大事態の判断→必要に応じて第三者委員会の設置
 - 一方的であるか
 - 故意であるか
 - 生命にかかわるか
 - 犯罪行為であるか
 - などから判断する
- ・対応方針・指導方針を決定
- ・スクールカウンセラーが被害生徒の状態を評価し、必要な支援を提案。

※加害生徒の処遇

「いじめ」と判断する・しないに関わらず、その言動の内容、程度、背景をよく捉え、被害生徒及び加害生徒の心情を踏まえ、処遇について判断する。

5. 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 自殺を企図したり、自殺に至った場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間：30日を目安)

引用 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf

(2) いじめの重大事態への対処

① 重大事態の兆候を把握

次のような場合、学校は「重大事態の可能性あり」と判断する。

具体的には

- ・ 暴力・金銭要求・性的な行為の強要
 - ・ SNSでの脅迫・名誉毀損
 - ・ 被害生徒に自傷行為の兆候
 - ・ 被害生徒が長期欠席
 - ・ 目撃証言など
- ※証拠（動画・画像・録音など）が存在
→いじめ防止対策委員会で判断

② いじめ防止対策委員会で校長が「重大事態」と判断、対応方針と指導方針を決定・指示

- ・ 被害生徒の安全確保
- ・ 加害側とされる生徒への対応
- ・ 証拠の確保（動画・画像・目撃証言など）
- ・ 状況に応じて、関係機関（顧問弁護士、警察、こども家庭センター、神奈川県私学振興課など）に相談。

③ 被害生徒・保護者への説明と同意確認

- ・ 現状の説明
- ・ 今後の対応・指導方針
- ・ 警察・児相への通報の必要性
- ・ 心理的ケアの提供（スクールカウンセラーなど）